

●産業廃棄物税に係る広域的連携 [幹事県 福岡県] ※山口県を除く

[目的]

- 産業廃棄物税の排出抑制・リサイクル促進という政策効果を目指す税制を導入するにあたって、産業廃棄物が県境を越えて移動している実態を踏まえ、九州各県で共同研究を行い、広域的に産業廃棄物税を一斉に導入する。
- 循環型社会の一層の推進を図るため、九州各県共同で、平成17年4月に一斉導入した産業廃棄物税について、税導入の目的である産業廃棄物の排出抑制・リサイクル促進等の観点から政策効果の検証を行う。

[取組内容]

- 広域的に導入可能な産業廃棄物に関する税制の検討及び導入に向けた調整
- 産業廃棄物税導入後は、九州各県共同で政策効果について分析・検証を行う

[主な取組状況(知事会議での報告状況等)]

- 平成12年6月 第115回九州地方知事会議
 - ・「地方税制に関するワーキンググループ」設置を決定
- 平成12年7月3日 「地方税制調査研究会(九州・山口各県税務担当課長で構成、事務局：福岡県税務課)」を設置(九州各県税務課長会議に併せて開催)
 - [研究内容]①外形標準課税、②課税自主権による新税(産業廃棄物に関する税等)
- 平成13年6月 第117回九州地方知事会議
 - ・研究状況を報告
- 平成14年10月 第120回九州地方知事会議
 - ・研究成果を報告、循環型社会に資する経済的手法としての税制の有効性を確認し、各県が税制を導入する際には調整を図ることを決定
- 平成15年10月 第122回九州地方知事会議
 - ・平成14年10月に着手した研究について、概ね1年半を目途に広域的に導入可能な税制の検討及び導入に向けた調整を行い、共同案をとりまとめることを決定
- 平成16年3月 共同案「産業廃棄物税の導入について」とりまとめ
 - [納税義務書]焼却施設及び最終処分場へ産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者
 - [課税客体] 焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入
 - [課税標準等]産業廃棄物の重量(焼却施設への搬入 800円/トン、最終処分場への搬入1,000円/トン)
- 平成16年5月 第123回九州地方知事会議
 - ・取組の成果を報告(九州各県で平成17年度一斉導入(沖縄県は平成18年度)を目標に取り組むことを決定)

※以上の取組により所期の目的を達成
- 平成17年4月 九州各県が産業廃棄物税を一斉導入
- 平成18年2月 「九州各県産業廃棄物税事務打合せ」設置、条例施行後の課税実務上の課題解決について協議
- 平成18年4月 沖縄県が産業廃棄物税を導入
- 平成21年6月 第133回九州地方知事会議(ペーパー報告)
 - ・取組状況を報告
- 平成21年10月 第134回九州地方知事会議(ペーパー報告)
 - ・取組状況を報告
- 平成22年4月 福岡・佐賀・熊本・大分・宮崎・鹿児島各県が条例改正(5年延長)
- 平成22年6月 長崎県が条例改正(5年延長、条例継続方針は前年度中に議会報告済)
- 平成22年5月 第135回九州地方知事会議
 - ・取組状況を報告(税制の見直しに関する検討部会を設置、導入に伴う政策効果等について分析・検証し、平成22年度以降も現行制度を継続)
- 平成22年10月 第136回九州地方知事会議(ペーパー報告)
 - ・取組状況を報告

○平成23年4月 沖縄県が条例改正(5年延長)

○平成24年7月 あり方研幹事会から活性化に向けた意見を通知

- ・『各県の条例検討時期の目途とされている平成26年度末に向け、関係部局と連携しながら、産業廃棄物税の政策効果等について十分に検証し、条例見直しの必要性等について議論の深化を(知事会議への報告を念頭に)』

○平成26年11月 第144回九州地方知事会議

- ・取組状況を報告(平成24～26年度における政策効果等について分析・検証し、今後の方向性等を検討)

○平成26年12月 福岡・佐賀・長崎各県が条例改正(5年延長)

○平成27年3月 熊本・宮崎・鹿児島各県が条例改正(5年延長)

○平成27年4月 大分県が条例改正(5年延長)

○平成28年4月 沖縄県が条例改正(5年延長)

○令和元年6月 第153回九州地方知事会議

- ・取組状況を報告(平成29～令和元年度における政策効果等についての分析・検証の実施)

○令和元年11月 第154回九州地方知事会議

- ・取組状況を報告(平成29～令和元年度における政策効果等について分析・検証し、今後の方向性等を検討) 佐賀・熊本県が条例改正(5年延長)

○令和元年12月 福岡・長崎・大分県が条例改正(5年延長)

○令和2年2月 宮崎県が条例改正(5年延長)

○令和2年3月 鹿児島県が条例改正(5年延長)

○令和2年11月 沖縄県が条例改正(5年延長)

[成果]

(1)九州各県が連携して産業廃棄物税を一斉導入(効果的な環境政策の推進)

(2)焼却施設や最終処分場への搬入量は導入時に比べて減少、排出抑制・リサイクル促進等の政策に貢献

- ・共同意識調査の結果、税の広域的導入により排出抑制等の取組やリサイクルを伴う処理方法へ転換するため搬入先を変更する等、事業者の意識が向上(税負担を避けるため不課税地域へ搬入したのはごく少数)、税の転嫁の的確性、税率や納税方式は概ね妥当との評価
- ・税収使途事業により、リサイクル施設の整備や技術開発支援、適正処理を推進(不法投棄監視等)

[産業廃棄物の搬入量の推移]

(単位:千t)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
焼却施設	465	421	378	324	298	277
最終処分場	1,380	1,303	1,189	1,188	986	1,145
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
焼却施設	280	274	268	279	268	271
最終処分場(※)	1,036	1,041	1,134	1,033	919	972
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
焼却施設	301	270	278	259	259	278
最終処分場	1,021	1,185	1,258	1,147	1,234	1,343

(※)平成28年度以降は新規処分場の開始等のため増加

[課題]

産業廃棄物税の導入に伴う政策効果等の分析・検証作業を継続的に進めていくことが必要

[今後の取組]

- (1)九州各県が連携して適正課税に努めるとともに、税収使途事業の充実強化等、税の活用を図りながら循環型社会づくりに向けた更なる取組を推進
- (2)産業廃棄物の広域的な導入に伴う政策効果等の検証作業について、今後も九州各県が連携しながら行う。